

淡路広域水道企業団水道事業経営審議会条例

令和7年8月21日

条例第4号

(設置)

第1条 水道事業の適正かつ効率的な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、淡路広域水道企業団水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、企業長の諮問に応じ、水道事業に関する重要な事項について調査審議し、その結果を企業長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員13人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、企業長が委嘱する。

(1) 審議会の所掌事務について専門的な知識経験を有する者

(2) 使用者を代表する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、審議会の所掌事務を遂行するために特に必要があると企業長が認める者

2 前項に掲げる委員のうち行政機関に所属する委員は、その所属行政機関の職員（以下「代理人」という。）をもってその職務を代理させることができる。この場合、代理人は委員とみなす。

3 委員の任期は、前項の規定による委嘱の日から第2条の規定による答申の日までとする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(映像等の送受信による通話の方法による会議等)

第8条 審議会は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、会議を開き、審議を行うことができる。

2 前項の方法によって開かれた会議に参加した委員については、会議に出席したものとみなす。

(秘密の保持)

第9条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、企業長が招集する。

(淡路広域水道企業団特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 淡路広域水道企業団特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和57年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表入札監視委員会委員の項の次に次のように加える。

水道事業経営審議会	会 長	日 額	15,000
	副会長	日 額	12,000
	委 員	日 額	8,000